

**昭和50年防衛庁告示第155号（自衛隊が管理する飛行場等を国の航空機以外の航空機が使用する場合の使用料の額及びその支払方法）及び平成11年防衛庁告示第49号（自衛隊が管理する飛行場等を国の航空機以外の航空機が使用する場合の使用料の額の特例）の一部を改正する告示について**

## 1. 趣旨

国土交通省においては、これまでも航空ネットワークの維持・拡充の観点から着陸料の引き下げ措置が講じられているところではありますが、航空需要は未だ低迷していることから、地方航空ネットワークの維持を図るという政策目的により資するよう見直した上で、軽減措置を継続することとし、「国土交通大臣が設置し、及び管理する空港の使用に関する告示の特例に関する告示（平成11年運輸省告示第165号）の一部を改正する告示」が平成25年3月28日に公布（同年4月1日施行）されることなどに伴い、自衛隊が管理する飛行場の使用料の額の特例についても同様の改正を行うものです。

併せて、消費税法の改正に伴う所要の改正について、昭和50年防衛庁告示第155号（自衛隊が管理する飛行場等を国の航空機以外の航空機が使用する場合の使用料の額及びその支払方法）においても一部改正を行います。

## 2. 概要

防衛省告示を以下のとおり改正します。

- (1) 「昭和50年防衛庁告示第155号（自衛隊が管理する飛行場等を国の航空機以外の航空機が使用する場合の使用料の額及びその支払方法）」について

○消費税法（昭和63年法律第108号）の改正に伴う消費税率の変更

昭和50年防衛庁告示第155号の規定により徴収している消費税について、以下のとおりとする。

|     |         |          |
|-----|---------|----------|
| 消費税 | 現行：1.05 | 改正後：1.08 |
|-----|---------|----------|

- (2) 「平成11年防衛庁告示第49号（自衛隊が管理する飛行場等を国の航空機以外の航空機が使用する場合の使用料の額の特例）」について

(ア) 昭和50年防衛庁告示第155号の規定により徴収している着陸料について、以下のとおり、平成26年4月1日から平成27年3月31日まで軽減措置を行う

他人の需要に応じ、有償で旅客又は貨物の運送を行うものの国内線に従事するもの（最大離陸重量が50トン以下のものに限る。）に係る着陸料について、**10分の9の軽減措置**を行う。

(イ) 昭和50年防衛庁告示第155号の規定により徴収している着陸料について、以

下のとおり、軽減しているところ、平成27年3月31日まで軽減措置の延長を行う。

- ① 平成21年7月より実施している国内航空に従事する旅客及び貨物の運送を行うものに軽減措置（基本額の2分の1）を平成27年3月31日まで継続する。
- ② 平成20年4月より実施している国際チャーター便に係る軽減措置（基本額の2分の1）を平成27年3月31日まで継続する。